

第 21 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 26 年 3 月 24 日（月）

午前 10 時～

泉区役所 4D 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 泉区和泉町住居表示第三次地区の進捗状況について
- (2) 第三次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて
- (3) 第三次地区居住調査開始お知らせチラシについて
- (4) 次回検討委員会について

4 閉会

泉区和泉町住居表示第三次地区の進捗状況について

(1) 横浜市住居表示審議会について

平成 26 年 1 月 20 日（月） 9 時開催

○主な説明事項

- ・ 泉区和泉町第三次地区の概要（実施地区の範囲、新町名候補選定理由、選定経過）
- ・ 平成 26 年度住居表示実施までの流れについて

* 別添会議録参照

→新町界・新町名案が横浜市長に横浜市住居表示審議会の答申として報告され、横浜市の案として公示されることになった。

(2) 住居表示実施案の告示について

平成 26 年 2 月 25 日 公示

公示された案に異議がある場合の変更請求受付期間：平成 26 年 3 月 27 日まで

住居表示に関する法律第 5 条の 2

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）は、第 2 条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の署名をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

→変更の請求があれば、あらかじめ公聴会を開いた上でなければ議案の議決を行うことができません。平成 26 年 8 月に公聴会を行い、市議会の議決は 9 月になる予定です。

- 6 市町村の議会は、第 2 項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることはできない。

第三次地区の実施までのスケジュールについて

平成 26 年 2 月	<p>案の公示</p> <p>新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月 25 日の横浜市報に、新町界・新町名案を掲載しました。</p>
3 月	<p>第 21 回検討委員会</p> <p>1 月に行われた審議会の報告、案の公示の報告</p>
4 月	<p>居住調査開始のお知らせ及び居住調査（4 月下旬から 10 月下旬まで）</p> <p>「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行います。</p> <p>なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 26 年 3 月下旬にお知らせのチラシを全戸配付します。</p>
6 月	<p>横浜市会</p> <p>住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。</p>
8 月	<p>実施の告示</p> <p>新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8 月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。</p>
9 月	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</p> <p>住居表示実施日の約 1 か月前（9 月下旬）に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配付する予定です。</p>
10 月	<p>住居表示実施</p> <p>住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、新住所をお使いいただきます。</p> <p>また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続をお願いします。</p>

泉区和泉町第三次地区 住居表示に関する調査実施のお知らせ

平成26年秋に予定している住居表示の実施のため、次のとおり調査を行いますので、お知らせします。

- ・調査は、平成26年4月中旬から同年秋頃までです。
- ・新住所を付けるため、家屋の形状や、出入口の位置などを調査します。
- ・住所の変更証明書の発行が必要な方を確認するため、お住まいの方のお名前、マンションの名称、事業所の有無などを調査します。

**調査員がお伺いしてお尋ねすることがありますので
ご協力をお願いします。**

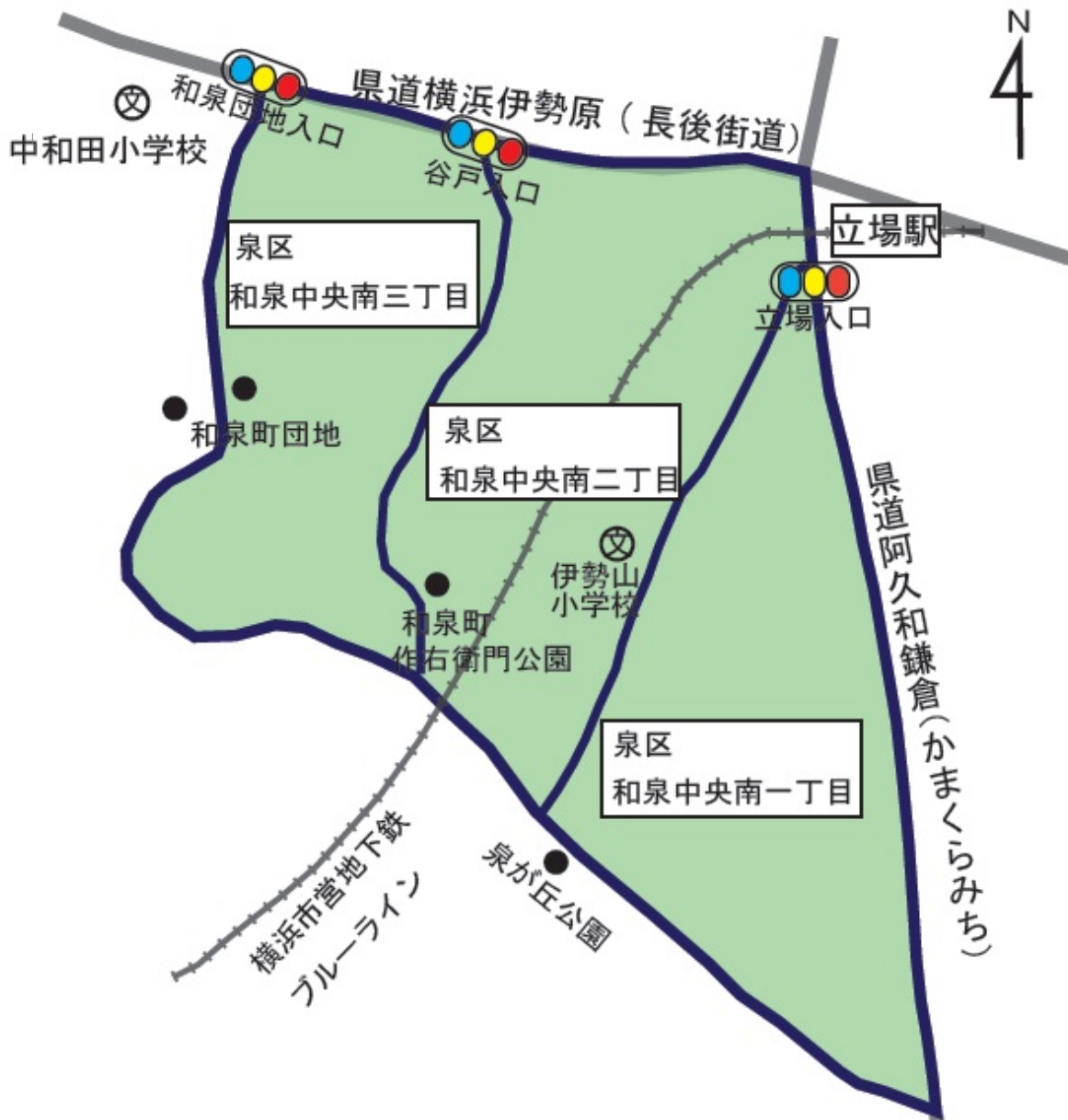
- ※横浜市が調査を委託した（**居住調査委託業者名**）の調査員が、お伺いします。
（調査員は腕章を着用し、横浜市発行の身分証を携帯しています。）
- ※電話による調査は行いません。
- ※個人情報適正に管理し、住居表示の実施目的以外には使用しません。




住居表示を実施すると…

- 新住所は、「横浜市 泉区 和泉中央南〇丁目〇番〇号」となる予定です。
- 新住所の通知、住所変更の主な手続のご案内などは、住居表示実施の約1か月前にお配りします。（調査の状況により、お届けが遅れる場合があります。）
- 住所変更の主な手続については、説明会を開催してお知らせします。（住居表示実施の約1か月前を予定しています。日程については、別途チラシをお配りします。）
- 住民票などの公簿は、住居表示実施日に自動的に変更されます。
- 運転免許証や各人の取引・契約など、ご本人による住所変更が必要なものは、お手数ですが、住居表示実施日以降に、ご自身で変更手続をお願いします。
- 住居表示実施に伴い、これまでお使いの住所が変更になりますので、住所の入った印刷物（名刺・包装紙・パンフレット等）の作成、ゴム印等の作製にはご注意ください。
- 郵便物は、住居表示実施後一年間は必ず、旧住所でも配達されます。

【問合せ】横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当
TEL 045-671-2320・2321
FAX 045-664-5295
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

泉区和泉町第三次地区実施予定区域図



凡例	
	…実施予定区域
	…新町界案
	…新町名案

次回の検討委員会について

○今後の検討委員会のスケジュール

平成 26 年 5 月	現地調査 ・ 第四次地区以降の新町界候補の確認 ・ 周辺の市街化調整区域の確認 第 22 回検討委員会 ・ 現地調査の報告 ・ 市街化調整区域の確認について
6 月	第 23 回検討委員会 ・ 第四次地区の新町界、実施区域の確認
9 月	第 24 回検討委員会 ・ 地元説明会に提示する新町界・新町名案の決定
11 月	新町界・新町名案の地元説明会

<確認事項>

- ・ 現地調査をいつ行うか。